



2012 No.414





<del></del>





事務所とギターと私?

位用が終わってから、評価田川「22歳の馴れ「加茂の流れに「などの」かぐや師」ナンバーを中心に、30分から「時田田川「22歳の馴れ」「加茂の流れに「などの」かぐや師」ナンバーを中心に、30分から「時間の」の注きいない事務所で輝いている。カラオケで敬えている?から声は十分出るのだが、弦を押さえる左手は痛いし、右手は思うように動かないので、始めは一苦労だった。中学2年でギターを始め、高校では友人とのセッションに目覚め、やがて大学で麻雀に明け暮れるまで毎日弾いた。結婚するころは、ほとんど呼くことがなかったが、なぜかギターは捨てられず、押入れの奥に何」中を服で「かくや姫」再結成の「2006年つま恋コンサート」の放送があった。夢中で見ているうちに市の習慣がよみがえってきた。「1975年つま恋コンサート」は、全盛期に解散した「かくや姫」の復活と吉田活郎の夜通しのコンサートだったが、当時高校生だった私に問題の計しがもらえず、彼く彼くあきらめた。毎日女人とセッションをして、やがて、オリジナルの曲を作ってコンサートを開いた。そんな当時の心臓る気持ちがよみがえってきた。「久々にギターを弾こうかな」自宅ではなかなか弾く気にならなかったが、進もいない事務所ならば、思いっきり弾くことができる。
ころそく、押し入れからギターを取出し事務所に持ち込んだ。まだまだ当時のように指は動かないが、微かしさとわくわく感で毎日を楽しんでいる。これを読んで、少しばかり昔を思い出した方、セッションしましょう。ちなみに私の18 帯は、「かくや姫」の「あの人の手紙」です。横浜四第一支部 花鳥 和之 写真は、微浜市中区本牧にある三渓間、大池の写真で、赤端され、敬地南稿75,000 ㎡に及ぶ園内には、四季おりおりに様々な卓木が色とりを添え、京都や鎌倉などから移場されてきた歴史的に価値の高い強造物の中では様々な社中のお素会が行われたりします。



### 目 次

第 73 回定時総会議事録	2
法律よもやまばなし	12
第 73 回定時総会	14
政治連盟第 12 回定時大会	15
平成 23 年度第 2 回新入会員研修会	16
境界鑑定等業務研修	17
全日本不動産協会横浜支部研修会	18
横須賀国県市無料行政相談会	20
湘南第一支部 J:com 番組内告知	21
相模原市民桜まつり	22
調査士ねっとわーく	24
新入会員自己紹介	26
計報	27
編集後記	28
会員異動	

#### 土地家屋調査士倫理綱領

#### 1.使命

不動産に係る権利の明確化を期し,

国民の信頼に応える。

#### 2.公正

品位を保持し、 公正な立場で

誠実に業務を行う。

#### 3.研鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

슺	貉	Н	試	(拟)	<平成24年3月27日~平成24年6月25日
$\overline{}$	パフコ	1 1	יגוו⊓	(197	

3月		11日	横浜東支部総会(餅田副会長)	29日	千葉会定時総会(海野会長)
28日	登記相談会2件(加野相談員)	11日	横浜北支部総会(奥田副会長)	30日	登記相談会4件(小笠原相談員)
29日	第7回ADR·筆界特定·	11日	横須賀支部総会(餅田副会長)	30日	静岡会定時総会(海野会長)
	境界鑑定推進委員会	11日	相模原支部総会(海野会長)	30日	東京土地家屋調査士会定時総会
4月		11日	県央支部総会(海野会長)		(岩倉副会長)
3 日	第1回常任理事会	12日	湘南第二支部総会(岩倉副会長)	30日	新潟県土地家屋調査士会
4 日	登記相談会3件(西田相談員)	13日	県西支部総会(海野会長)		定時総会(奥田副会長)
5 日	第1回業務部会	15日	湘南第一支部総会(岩倉副会長)	31日	横須賀国県市合同行政相談所
9 日	監査会	16日	横浜西第二支部総会(福本副会長)		(佐川部長、清田支部長)
9日	第1回総務部会	16日	川崎支部総会(海野会長)	6月	
9日	第1回財務部会	16日	登記相談会3件(富山相談員)	5 日	第3回常任理事会
11日	登記相談会4件(嶋田相談員)	19日	大和支部総会(奥田副会長)	6 日	登記相談会2件(小杉相談員)
11日	第1回境界鑑定等業務研修	21日	第1回会館管理委員会	6 日	第2回境界鑑定等業務研修
12日	第1回支部長会議	21日	第2回業務部会	8日	神奈川県社会保険労務士会総会
16日	第1回広報部会	22日	社神奈川県測量設計業協会		(海野会長)
18日	登記相談会2件(嶋田相談員)		総会(奥田副会長)	11日	第1回制度対策特別委員会
18日	第1回理事会	23日	登記相談会3件(菅田相談員)	13日	登記相談会3件(八木相談員)
20日	第1回研修部会	23日	横浜西第一支部総会(海野会長)	14日	第2回広報部会
25日	登記相談会3件(中川相談員)	23日	第1回研修運営委員会	19日~	~20日 日調連第69回定時総会
5月		24日	神奈川県行政書士会総会(岩倉副会長)	(海野	野会長、奥田副会長、岩倉副会長、
2 日	登記相談会3件(丸山相談員)	24日	神奈川県建築士事務所協会総会	福本	副会長、伊東部長、有野部長、
8日	第2回常任理事会		(餅田副会長)	佐川	部長、尾栢監事)
9日	登記相談会1件(平野相談員)	29日	第2回研修部会	20日	登記相談会1件(大野相談員)
11日	横浜中支部総会(岩倉副会長)	29日	横浜市建築士事務所協会	21日	第2回研修運営委員会
11日	横浜南支部総会(福本副会長)		臨時総会(福本副会長)	25日	第2回総務部会



#### 第73回定時総会次第

司会渡部清一

- 1. 物故会員に対する黙祷
- 1. 新入会員紹介
- 1. 開会の辞 ……………… 副会長 岩 倉 弘 和
- 1. 会長挨拶 …………… 会 長 海 野 敦 郎
- 1. 議事
- (1) 議長・副議長選出
- (2) 記録者・議事録署名人選出
- (3) 平成23年度会務·事業経過報告
- (4) 綱紀委員会報告
- (5) 議案
  - 第1号議案 平成23年度一般会計及び特別会計収支決算報告承認の件
  - 第2号議案 平成24年度事業計画(案)承認の件
  - 第3号議案 平成24年度一般会計及び特別会計収支予算(案)承認の件
  - 第4号議案 神奈川県土地家屋調査士会会則一部改正(案)承認の件
  - 第 5 号議案 神奈川県土地家屋調査士会版土地家屋調査士調査・測量実施要領(案)を本会会則第 92 条第 1 項の要領に改定(案)承認の件

#### 第6号議案 神奈川県土地家屋調査士会役員選任の件

- 1. 来賓紹介
- 1. 会長挨拶…………… 会 長 海 野 敦 郎
- 1. 東京法務局長表彰状授与
- 1. 横浜地方法務局長表彰状授与
- 1. 日本土地家屋調査士会連合会長表彰状授与
- 1. 神奈川県土地家屋調査士会長表彰状授与
- 1. 神奈川県土地家屋調査士会長感謝状授与
- 1. 来賓祝辞
- 1. 祝電披露
- 1. 閉会の辞 …………………… 副会長 餅 田 愼 治





### 第73回 神奈川県土地家屋調査士会定時総会議事録

- 1. 日 時 平成24年 5 月25日(金) 午後 1 時00分開会 午後 4 時55分閉会
- 1. 場 所 横浜市中区山下町90番地 ロイヤルホールヨコハマ
- 1. 会 員 総 数 897名 (午後1時10分現在)
- 1. 出席会員数 574名

内訳 在席者 229名 委任状 345名 委任状内訳 会長委任 323名 議長委任 5名 その他委任 17名

理事渡部清一の司会により開会、物故会員に対する黙祷、新入会員の紹介、副会長岩倉弘和が開 会の辞を、会長海野敦郎が挨拶を述べた。

次に議長、副議長の選出に移り、議場の司会者一任の声により、司会者の理事渡部清一は議長に 横浜北支部栗田宜典を、副議長に川崎支部石井学を指名し、議場はそれを承認した。

議長、副議長は正副議長席に着き、挨拶をした後、議事録記録者及び議事録署名人の選出を議場に諮り議長一任の声により議事録記録者に横浜東支部富山博友及び湘南第一支部小川明洋を、議事録署名人に川崎支部引田繁並びに横浜西第二支部新田亮を指名した。

議長は、本日の議事日程を説明し、日程に従い議事進行をする旨及び本総会は有効に成立した旨を宣言し、議事に入った。

議長は、平成23年度会務、事業経過報告及び綱紀委員会報告を述べさせた。

副会長奥田一高は、平成23年度会務、事業経過について総括的に報告を為した。

続いて、綱紀委員長今枝睦郎は「平成23年度綱紀委員会は2回開催され、違法性等を指摘する事件はなかった。」と報告を為した。

次に議長は、第1号議案を上程して審議した。

#### 第1号議案

平成23年度一般会計及び特別会計収支決算報告承認の件

財務部長市川栄二は、平成23年度の決算につき、詳細な説明を為し、この承認を求めた。

監事古澤隆行は、監事3名を代表し、「平成23年10月27日中間監査、平成24年4月9日期末監査を海野会長、各副会長、各部長、事務局長出席の下、本会3階会議室において実施した。その結果、会計の状況及び事業の執行に関して、ともに適正にして正確であり、会則等に抵触する事実はなかった。」と報告を為した。

議長は、平成23年度一般会計及び特別会計収支決算報告及び監査報告についての質問及びその 答弁を求めた。

議長は事前に提出されている書面による質問を副議長に読み上げるよう促し、副議長は、湘南第二支部木村正年会員よりの質問「本会ホームページの「登記費用のめやすは?」→「県下の費用目安を見る」→「業務報酬実態調査結果」のなかには、最大値と最小値のみが記載されていますが、これ以外に最低でも、中央値ないしは最頻値(最頻報酬額帯)を表示すべきではないでしょうか。」を読み上げた。

広報部長有野拓美は「平成22年から検討を行い理事会の決議により現在の掲載方法に至っている。本来の目的は一般の方に報酬金額の目安として掲載している。今後質問に沿って業務部と検討し理事会に諮り、期待に応えられる方向を目指したい。」と答えた。

次に大和支部の市川東会員よりの質問「職員俸給費の詳細な内容をお教えください。」を読み上げた。

財務部長市川栄二は「現在の事務局員の体制は事務局員4名パート職員1名で対応している。但 し平成23年12月まで前事務局長が嘱託として勤務した。これら職員の給与分が職員俸給費の内訳 である。」と答弁した。

次に同じく大和支部の市川東会員よりの質問「福利厚生費の内訳をお教えください。」を読み上げた。

財務部長市川栄二は「福利厚生費は、事務局員の法定福利である社会保険料、健康保険料と厚生 年金保険料の事業主折半分及び労働保険料がほぼ支出の中身である。一般的な法定福利の給料比率 と比較していただければほぼ同等であると確認できる。」と答弁した。

次に同じく大和支部の市川東会員よりの質問「業務管理費の雑費金額が大きいので内訳をお教えください。」を読み上げた。

財務部長市川栄二は「雑費は、ほとんど会議出席者の食事代補助として支出した。その他は関東ブロック会議の懇親会費用、会議用のお茶代等である。神奈川県土地家屋調査士会旅費規程の夕食代を運用で規定より切詰めて支出しているが、年間では100件以上の支出があり積み上がって金額

が大きくなっている。また会議の時間帯は個人業務後の夜間が多いため食費の補助としての支出は 会員の理解をいただきたい。」と答弁した。

議長は、会場から質問を求めた。

他に質問がなかったため、ここで議長は第1号議案、平成23年度会務・事業経過報告、平成23年度一般会計及び特別会計収支決算報告並びに監査報告について挙手による承認を求めたところ、本件は賛成多数で可決、承認された。

次に議長は、第2号議案、第3号議案を一括して審議する旨を述べ、これを上程した。

#### 第2号議案

平成24年度事業計画(案)承認の件

事業計画につき、会長海野敦郎、総務部長伊東昌彦、財務部長市川栄二、業務部長平野稔、広報部長有野拓美、研修部長佐川祐介がそれぞれ簡潔に説明を為した。

#### 第3号議案

平成24年度一般会計及び特別会計収支予算(案)承認の件

平成24年度予算案承認の件について、財務部長市川栄二が詳細に説明を為し「大科目の範囲内で中科目間の流用をすることができる」旨の附帯決議を含めて承認を求めた。

議長は、平成24年度事業計画案及び平成24年度一般会計収入支出予算案並びに特別会計収入支 出予算案についての質問を求めた。

議長は事前に提出されている書面による2号議案に関する質問を副議長に読み上げるよう促し、 副議長は大和支部の市川東会員よりの質問・要望「土地家屋調査士制度についての広報活動を積極 的に行ってほしい。」を読み上げた。

広報部長有野拓美は「新聞などメディア有料広告を減らし、タウンニュース等の無料の掲載枠を 使った広報活動を行っている。」と答弁した。

次に副議長は同じく大和支部の市川東会員よりの質問「会員減少に伴う会費収入の減収に対応する具体的な対策をお教えください。」を読み上げた。

財務部長市川栄二は「現在会費収入の減少は緩やかであり、収入に見合った支出を徹底することを心掛けている。」と答弁した。

次に副議長は同じく大和支部の市川東会員よりの質問「土地家屋調査士試験受験者減少に対する

対策について教えてください。」を読み上げた。

副会長岩倉弘和は「事業計画に従い対応をしたいと考えている。具体的には、法務局の承認を得てポスターを作成し受験者の増加を図る。及び調査士の業務内容が楽しく感じられるように改善を行う。の両面を行う必要があると感じている。」と答弁した。

次に副議長は同じく大和支部の市川東会員よりの質問「不動産調査報告書の著作権について教えてください。」を読み上げた。

副会長餅田愼治は「著作権は本会に帰属している。」と答弁した。

議長は事前に提出されている書面による3号議案に関する質問を副議長に読み上げるよう促し、 副議長は大和支部の市川東会員よりの質問・要望「会費の見直し(値下げ)の余地はないのでしょ うか。」を読み上げた。

財務部長市川栄二は「13000円の会費の内2250円は連合会費、2500円は支部交付金として還元している為、実際に事業として使用できる金額は限られている。事業の見直し、節約も進めてゆくが会費の値下げは厳しい状況である。1000円の値下げは1000万円の収入減につながり値下げに踏み切りにくい、なおかつ一昨年の連合会費500円の値上げに関しても一般会費の値上げに反映させていない。実質500円値下げしている内容と理解してほしい。」と答弁した。

次に副議長は同じく大和支部の市川東会員よりの質問「職員俸給の将来像をお教えください。」「総会費の増額について。」を読み上げた。

財務部長市川栄二は「"職員俸給の将来像をお教えください。" に関しては、雇用側のみではなく事務局従業員の将来設計にもかかわる重要な問題として捉えている。現在の規定は平成11年職員賃金規定15条基本給表作成のため財政特別検討委員会に於いて平成11年3月1日事務局員の給与体系のありかたについて答申がなされ、平成12年12月21日諸規程諸規則改定特別委員会の中で諸規則の検討が行われ職員給与規定の中に基本給表から給与を定めることが明文化した答申が示された。これを持って平成13年の理事会に於いて答申に基づき承認された流れになっている。バブル後のデフレ下の厳しい状況で決められた規定でもあり、従業員の将来設計にもかかわる問題でもあるので、簡単に見直すというわけにはいかない。ただし、時代・情勢に合わせた検討は当然進める必要があるので情報収集等は継続して進めてゆきたい。続いて、"総会費の増額について。" に関しては、出席人数が事前にわかれば総会費の予算化が可能であるが、議案書送付後の返信まで確定できない為、概算予算での予算執行をせざるを得ない。会員を招く立場からすると例年並みに予算を戻さないと出席を拒んでいるとも捉えられかねないので、総会に招く態度を示した予算であると理解してほしい。」と答弁した。

会長海野敦郎は議長に発言を求め許可され「質問に礼を述べ、財務、調査士試験、会員の減少等役員が日々悩んでいることでもある。市川会員に対し一緒に問題を考えて欲しい。」と発言をした。

議長は、会場から質問を求めた。

県央支部の磯村貴会員は「広報グッズの値段を安くしてほしい」と要望した。

広報部長有野拓美は「広報部で新年度の予算を再度検討して理事会に諮り、期待に応えられるように検討したい。」と答弁した。

湘南第一支部の太田悦子会員は「県下の防災情報を収集してほしい。」と要望した。

総務部長伊東昌彦は「総務部が計画している災害時の対応は、特に事務局に関することである。 約束はできないが、要望に関してはできる限り応えられるように対処していきたい。」と答弁した。

他に質問がなかったため、ここで議長は第2号議案、平成24年度事業計画案について挙手による 承認を求めたところ、本件は賛成多数で可決、承認された。

また、第3号議案、平成24年度一般会計及び特別会計収支予算案について「大科目の範囲内で中科目間の流用をすることができる」旨の附帯決議を含めて挙手による承認を求めたところ、本件は 賛成多数で可決、承認された。

#### 第4号議案

神奈川県土地家屋調査士会会則一部改正(案)承認の件

議長は、本件審議に入る前に、本案については会則第46条に基づく特別決議を要する旨説明し、 これより議場を一時閉鎖し、委任状による代理出席者を含めた出席者数を集計し、会員総数の過半 数の定足数を満たしているか否かの確認をする旨の宣言をした。

議長は議場閉鎖時、現に出席している会員数232名、委任状による代理出席者343名、合計出席者575名で会員総数897名の過半数に達しており、特別決議の要件を満たしている旨を宣し、総務部長伊東昌彦に提案理由の説明を求めた。

総務部長伊東昌彦は議案に関する資料に基づいて説明をした。

「この会則は法務大臣認可日から施行する事及び字句の修正の他、政令、省規則等との整合性を 図り、大臣認可が得られるように修正することを会長に一任する。」旨の附帯決議を含めて承認を 求めた。

議長は、会則改正案についての質問を求めた。

大和支部の中田会員は「第102条に関連して、会員証の携帯の徹底は、境界立会の際補助者ではなく調査士本人が立会うことを徹底することと理解して良いか。」と質問した。

会長海野敦郎は「立会は本職がやるべきで補助者に任せてはいけない。」と答弁した。

ここで議長は、第4号議案の表決にあたり、附則として「この会則は、法務大臣認可日から施行する」さらに、「趣旨に変更をきたさない範囲において字句の修正等及び政令、省令等の発令に伴う変更については会長に一任する」旨の附帯決議を含め議場に挙手による承認を求めたところ、会

則の特別決議の要件を満たす過半数の賛成を得て、可決、承認された。その後、議場閉鎖を解くことを宣言した。

#### 第5号議案

神奈川県土地家屋調査士会版土地家屋調査士調査・測量実施要領(案)を本会会則第92条第1項の 要領に改定(案)承認の件

業務部長平野稔は、「現行の要領を廃して日本土地家屋調査士連合会編集(平成17年2月1日発行・ 第6版)の土地家屋調査士調査・測量実施要領に切り替え、かつ、一部条文の加除・修正を行い本 会会則92条第1項の要領とすることについて承認を求める。」と説明をした。

議長は事前に提出されている書面による質問を副議長に読み上げるよう促し、副議長は湘南第二支部木村正年会員よりの質問「第1条のなかの、調和と融和は何に対しての調和と融和であるのか説明してほしい。緑本の同条の趣旨には、「基本姿勢を明確にした規定である。」と記されているが、この文面では明確とは言い難い。できれば他の箇所も、語句を補って疑義の残らない明確な基本理念としてほしい。」を読み上げた。

議長は、横須賀支部林武夫会員よりの同義の質問「第1条における次の文言は何を意味するのか。 あらためて説明を求めます。「正義」「調和と融和」「秩序」」に対して補足説明を求めた。

横須賀支部林武夫会員は「正義の意味が分からない。第71条に準じて不動産登記法附則に示された地積測量図の基準点の記載等の遵守は、規定を利用して調査士の報酬をアップさせ国民に負担を強いる改正とも読めるが如何なものか。本来特別決議が必要な内容ではないか。以上指摘として発言したい。」と補足説明した。

業務部長平野稔は「第1条の正義とは社会正義、一般の方の福祉を求めるもの。秩序の安定の秩序とは社会秩序と考えられる。正義に関しての社会正義に於いては、弁護士法1条にも謳っている。国民の社会福祉、公益の利潤を求めることに関しては、それを求めながら社会秩序が安定するということで、国民の一般の利益が求められている状態が安定することが調和と融和に結びつくと解釈できる。調和と融和に関しては地域社会に調和し相隣関係の融和を図るという意味に解釈してほしい。」と答えた。

湘南第二支部木村正年会員は議長に発言を求め許可され、「「地域社会に調和し相隣関係の融和を図る」それをこの文面のどこから持ってこられるのかを伺いたい。」と補足質問をした。

業務部長平野稔は「たとえば、土地家屋調査士が現場に調査に入る状況で、現場の中の調和と融和を考えればその辺は考えつく。この文章の中から考える、ということではなくもっと身近な形で考えてほしい。」と答弁した。

湘南第二支部木村正年会員は、この答弁に対して「それで明確な文章になるとは思えない。この 第1条が疑問に思える以上は賛成できない。」と補足発言をした。

次に副議長は同じく湘南第二支部木村正年会員よりの質問「公共座標に基づく地積測量図作成マニュアル(案)平成20年5月(一部修正)の取り扱いはどうするのか。」を読み上げた。

業務部長平野稔は「平成20年の特別委員会による基準点に基づく地積測量図マニュアル(案)に関しては、今回の測量実施要領の議決後、その整合性を検討しつつ法務局との承認を得る必要がある。法務局と摺合せをしながら将来はマニュアルを承認してもらう方向で進めたい。」と答えた。木村正年会員は議長に発言を求め許可され、「この(案)は、法務局との打ち合わせに基づいたものでしょうか。」と補足質問をした。

業務部長平野稔は「法務局に収めただけで、その後の検討はしていない。」と答弁した。

木村正年会員は議長に発言を求め許可され、「測量関係の条文を削除した議決案に対して、整合性が判断できないのでマニュアル(案)も廃止で良いのではないか。それでも法務局と協議をして決めるのか。」と補足質問をした。

業務部長平野稔は「そのように思っています。」と答弁した。

議長は、会場から質問を求めた。

他に質問がなかったため、ここで議長は第5号議案、神奈川県土地家屋調査士会版土地家屋調査 士調査・測量実施要領案を本会会則第92条第1項の要領に改定案承認の件について挙手による承認 を求めたところ、本件は賛成多数で可決、承認された。

#### 第6号議案

神奈川県土地家屋調査士会役員選任の件

議長は、会長海野敦郎に提案理由の説明を求めた。

会長海野敦郎は、役員選任規則第26条第1項第3号に基づき、理事に横浜西第一支部米本浩二会 員1名を指名した。

議長は、役員選任の件についての質問を求めたところ質問はなかった。

ここで議長は第6号議案、神奈川県土地家屋調査士会役員選任の件について挙手による承認を求めたところ、本件は賛成多数で可決、承認され、被選任者はこの就任を承諾した。

議長は、これをもって審議事項全部が終了した旨を宣言した。 議長、副議長は解任され、議長及び副議長席より降壇した。

その後、来賓紹介·表彰状等授与·祝辞等行われ、午後4時55分副会長餅田愼治の閉会の辞をもって、第73回定時総会は終了した。

#### ◎来賓出席者名簿

横 浜 方 法 局 沼 邦 地 務 局 長 小 彦 様 横 浜 地 方 法 務 局 総 務 課 長 増 永 俊 朗様 横 浜 方 法 不動産登記部門 首席登記官 熊 義 地 務 局 猪 一様 横 浜 市 市 長 林 文 子 様 顧 問 千 葉 景 子 様

昭

俊

明

猛

眞

雄 様

一様

孝 様

一様

男 様

夫 様

之様

宏様

修様

記様

二様

治様

仁様

暁 様

琴様

幸様

日本土地家屋調査士会連合会 常 任 事 理 小 林 埼 玉 土 地 家 屋 調 査 士 会 会 長 宮 田精 千 県 土 地 家 屋 調 長 笠 原 査 士 会 会 茨 城 土 地 家 屋 調 査 士 会 長 尚 本 秀 会 栃 木県 土地家屋 調 査 士 副 会 長 本 島 県 長 静 土地 家 屋 調 査 士 副 会  $\equiv$ 井 和 横 浜 弁 護 士 会 副 会 長 髙 尚 神 奈 Ш 県 司 法 書 士 会 会 長 蒔 山 社 神 奈 川 県 不 動 産 鑑 定 士 協 会 専 理 事 務 鈴 木 社 神 奈 川 県 測 量 設 計 業 協 井博 会 長 永 神 奈 Ш 県 行 政 書 士 会 会 長 田 後隆 東 京 地 方 税 理 士 会 副 会 長 浪 貫 瀧 (社) 神奈川県宅地建物取引業協会 会 長 和 氣 神奈川県社会保険労務士会 会 長 山 本 智 社神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理 事 長 越 神奈川県土地家屋調査士政治連盟 長 本 正 会 福

#### 日本土地家屋調査士会連合会顕彰

○連合会顕彰規程第5条表彰状受賞者(6名:順不同)

清 水 義 雄 (浜東) 山 田 哲 夫 (川崎) 岩 倉 弘 和 (湘一)

山 口 啓太郎(湘二) 松 浦 孝 二(県央) 諸 星 日出男(県西)

○連合会顕彰規程第7条第1号感謝状受賞者(2名:順不同)

岩 倉 弘 和 (湘一) 海 野 敦 郎 (県西)

#### 東京法務局管内土地家屋調査士表彰

○東京法務局表彰規程第2条第2号表彰状受賞者(7名:順不同)

川口修三(浜中) 湯澤洋司(湘一) 田中大治(湘一)

神 村 康 二 (相模原) 近 藤 幸 久 (相模原) 伊 藤 都 博 (県央)

平 出 勝 雄(大和)

#### 横浜地方法務局管内土地家屋調査士表彰

○横浜地方法務局表彰規程第2条第1号表彰状受賞者(7名:順不同)

宇賀神 清 人 (川崎) 田 中 俊 明 (湘一) 石 田 一 弘 (湘一)

柳 田 勇 司 (湘二) 星 武 志 (湘二) 野 口 譲 (県央)

大須賀 裕 人 (県央)

#### 神奈川県土地家屋調査士会顕彰

○本会顕彰規程第3条第1号表彰状受賞者(9名:順不同)

花島和之(浜西一) 横田宙志(浜北) 菊池清則(浜北)

大 竹 正 晃 (川崎) 高 橋 利 次 (横須賀) 高 杉 充 (横須賀)

金 子 達 子(相模原) 相 原 信 行(県央) 津 金 満(県央)

○本会顕彰規程第3条第3号表彰状受賞者(6名:順不同)

猪 狩 愼 一 (浜東) 髙 橋 信 之 (浜東) 嶋 田 幸 子 (浜北)

平野 稔(浜北) 島村正明(県央) 松井 弘(県西)

○本会顕彰規程第5条第1号感謝状受賞者(7名:順不同)

佐々木 健(浜中) 米 本 浩 二(浜西一) 清 水 義 雄(浜東)

加野亮一(浜東)村田茂昭(川崎)高澤孝一(県央)

諸 星 日出男(県西)

連載 その81

# 法律よもやまばなし

顧問弁護士 柳 川 猛 昌

#### 他主占有事情と取得時効の援用権が制限される事情

- 1 外形的には取得時効が成立するかに見える事案でも、詳細に事実関係を確認すると取得時効の成立が難しい事案もあります。また時効期間満了後の占有者の立ち回り方によっては、取得時効の成立を主張できないケースもあります。今回は、この二つの問題について触れてみます。
- 2 他主占有事情は、取得時効の所有の意思 の問題です。民法186条1項は、占有者は所 有の意思で占有するものと推定しており、 占有者の占有が自主占有にあたらないこと を理由に取得時効を争う者は、右占有が所 有の意思のない占有にあたることについて の立証責任を負います。所有の意思は、占 有者の内心の意思によってではなく、占有 取得の原因である権限又は占有の意思に関 する事情により外形的客観的に定められる べきものです。そのため、占有者の内心の 意思のいかんを問わず、占有者がその性質 上所有の意思のないものとされる権原に基 づき占有を取得した事実(他主占有権限) が証明されるか、又は占有者が占有中、真 の所有者であれば通常はとらない態度を示 し、もしくは所有者であれば当然取るべき 行動に出なかったなど、外形的客観的にみ て占有者が他人の所有権を排斥して占有す る意思を有していなかったものと解される 事情(他主占有事情)が証明されて初めて、

- その所有の意思を否定することができます (以上、最判昭和58年3月24日)。
- 3 例えば、占有者が対象土地について所有 権移転登記を求めないことや固定資産税を 負担しないことは他主占有事情に該当する でしょうか。

まず所有権移転登記を求めないことにつき最判平成7年12月15日は「この事実は、 占有者の悪意を推認させる事情として考慮されるものであり、他主占有事情として考慮される場合においても占有者と登記簿上の所有名義人との間の人的関係等によっては、所有者として異常な態度であるとは言えないこともある」としています。

また、固定資産税を負担しないことについては、「他主占有事情として通常目のになるのは、占有者において登記簿上ののは、占有者において登記簿上ののない。」としケースバイケースで結れては、「他主なの事実のの事実のであるが、これらの二つの事実は、「他主もの事実のであるが、ないえないこともある上に関するとし、これらの二つの事実は、「他主もの事情のを観的な事実の一つとして意味のあるが、常に決定的な事実であるわけではない。」としケースバイケースで結

論が異なる可能性があることを示していま す。

4 それでは時効期間が完成した後に、特段 に取得時効の成立を阻害する事情のない事 案で、占有者の立ち回り方如何によって時 効援用権が行使できなくなることはないで しょうか。

大分地方裁判所平成23年12月21日判決 は、大分県名義のある土地(以下「対象土 地 | と言います) に隣接する一群の土地を 購入した原告が、対象土地も売買の対象と なっているが売主によって対象土地の問題 は解決されるとの認識で占有を開始し、時 効期間満了後に大分県に対し取得時効を援 用したという事案で、「取得時効の完成 を知らない時効援用権者が、相手方に対し て、時効を援用しないことを前提とする行 動を取った場合には、相手方は、時効援用 権者がもはや取得時効を援用しないであろ うと信頼するのが通常であるから、時効援 用権者においてその後に取得時効を援用す ることは、信義則に反し、原則として許さ れない。もっとも相手方において上記の信 頼をするのが通常といえないか、これを損 ねるとはいえない事情があるときは、時効 援用権者は、なお取得時効を援用すること ができると解すべき」と判示しました。因 みにこの事案では、時効期間経過後の交渉 がもっぱら大分県から提案されたもので原 告が自発的に行ったものではない等の理由 で「原告において大分県に対し、取得時効 の援用をしないとの信頼を与えたというこ とではできないから、大分県において、取 得時効の援用をしないという信頼をするの が通常でないか、これを損ねるとはいえな

い事情があるというべきである」として取 得時効の成立を認めました。

5 取得時効の成立、援用の可否については 個別のケース毎に慎重に判断する必要があ ります。取得時効の成否については、占有 状況や占有者からの事情聴取のみでは必ず しも明らかにならない事実も存する可能性 がありますので、長期間の占有が存すると の事実をもって取得時効の成立を前提に考 えるのはとても危険なことです。また、取 得時効の援用が可能な事案であっても、登 記名義人との間の交渉の持ち方次第では、 折角の援用のチャンスを無意味にしてしま う恐れもあります。土地家屋調査士の場合 その業務として、越境型の取得時効のケー スに当たることも稀ではないと思います。 取得時効の成立が問題になりそうな事案に 関しては慎重な対応を心がけ、弁護士への 相談を躊躇しないよう心掛けてください。

### 第73回 定 時 総 会

日時 平成24年5月25日金 13:00~17:00 場所 ロイヤルホールヨコハマ

第73回神奈川県土地家屋調査士会定時総会が例年通り、ロイヤルホールヨコハマにおいて開催された。昨年の総会は、東日本大震災による被災者を配慮して懇親会は自粛されたが、今年は総会式典に林横浜市長からも祝辞をいただき、式典後は例年通り多くの来賓を招いて懇親会が開催された。

定時総会の審議の詳細は割愛するが、平成23年度の決算報告や平成24年度の収支予算案の審議では、会員から多くの質問が出された。質問の大半は財務会計についての内容であったが、毎年土地家屋調査士試験の受験者が減少し続けていることや、会員数が減少傾向にあり、今後会費収入の落ち込みが予想されることを危惧するものもあった。

昨今の世相を反映して不景気な話題が多い中、総会式典にて祝辞をいただいた小沼横浜地方法務局長の「平成23年度の管内の不動産の事件数は、前年度比1割増であった」、「県内法務局の一部に2月から図面情報交換システムが導入され、今後も順次導入、稼動の予定である」、「今年度の14条地図作成業務は面積比および地権者数共に前回の1.5倍」などは明るい話題であった。また、横浜弁護士会の高岡副会長からは「ホームページを見たら"二宮金次郎を探せ"という企画が目に付いた。最初は土地家屋調査

士とどのような関係があるのか疑問に思ったが、県内にある二宮金次郎像の位置を測量し経緯度で表示するというもので、二宮金次郎と測量をうまく関連付けており、こんな広報の方法があったのか!と感銘を受けた」と広報に関わる者としてはうれしい祝辞をいただいた。

筆者は以前、大手ソフトウェア会社の元経営 者の著作の中に「会社の目的は何か?それは存 続することである。存続とは簡単に言えば定期 的に新人を雇い、製造業であれば技術を、サー ビス業であればノウハウを継承することであ る。もし仮に10名で起業し、10年後も同じメ ンバーのままの会社があったとする。それは存 続しているのではなく、ただ存在しているだけ だ」というようなことを述べているのを読んだ ことがある。人口減少時代であり、受験者や会 員が減少することはある程度仕方の無い事だと は思う。しかしながら土地家屋調査士を「存続」 させるためにはやはり、人口減少以上の急激な 受験者数減少を食い止め、増やす努力は絶えず 続ける必要がある、と今回の総会を通し改めて 決意した。

記事 広報部次長 中川 裕久 写真 県西支部 広報員 山口 宏幸







### 神奈川県土地家屋調査士政治連盟第12回定時大会

日時 平成24年5月25日金 10:45~12:00 場所 ロイヤルホールヨコハマ

神奈川県土地家屋調査士政治連盟(以下、政 連)の定時大会が、本会第73回定時総会にあ わせてロイヤルホールヨコハマ2階のヴェルサ イユの間にて開催された。

冒頭の来賓祝辞では、全国土地家屋調査士政 治連盟の横山一夫会長より地域主権戦略会議に おける登記事務の地方移管に反対するため、地 方議会へ要望していること、入札における落札 価格の過度の低廉化に歯止めをかけるべく法務 省、総務省、国土交通省、農林水産省へ働きか けていることなどの話があり、続く神奈川県土 地家屋調査士会(以下、神奈川会)の海野敦郎 会長からも神奈川会と政連が連携し、登記事務 の地方移管に反対する請願書を神奈川県議会に 提出し可決されたこと、横浜市議会にも提出し 6月または9月の本会議に諮られること、川崎 市、相模原市の両政令指定都市の議会に対して も請願の予定であること、また神奈川県などに 対して入札において最低制限価格を設定するよ う働きかける予定であることなど、より具体的 な活動についての話があった。

続く議案審議では平成23年度の活動報告、 決算報告のほか24年度の運動方針案、予算案 などが審議されたが、執行部からは中長期的な

活動目標のほか、激変する環境に対応する力が まだ不足していること、会員への情報発信力を 強化する必要があることなど直近の課題も示さ れ、年会費を1万円にする議案が可決された。 今大会の出席者は360名の政連会員のうち委任 状出席を除くと50名弱と関心が高いとは言い 難い状況であったが、出席会員からは「時間の 配分を審議に多く振り分けるべき | 「開催時期 を1月頃に変更出来ないのか|「開催場所をもっ と工夫しては」「他業種の政治連盟と連携した らどうか」など少ない活動費をより有効に使う ための前向な意見が出された。

入札における談合や天下りなどの問題がセン セーショナルに報道され、政治家や行政機関、 業界団体などに国民の厳しい視線が注がれる昨 今、政治活動と言うとどうしても「業界への利 益誘導ではないのか | という負のイメージが付 きまとうが、一般の国民のみならず、国民の代 表である政治家に対しても土地家屋調査士制度 を広報し、役割や問題点などを理解してもらう ことは重要であろう。

> 記事 広報部次長 中川 裕久 写真 広報部長 有野 拓美





### 平成23年度 第2回新入会員研修会

平成24年3月10日出本会3階研修室にて平成23年度第2回新入会員研修会が行われました。 出席された新入会員は11名で、朝の9時から夕方5時30分まで受講されました。

研修は、(1)土地家屋調査士倫理規程、(2)事故の予防と対策、(3)業務からみた報酬の考え方、(4)会員としての心得、(5)土地家屋調査士業務についての討論、の5つの項目について各1時間から1時間50分位かけて講義がありました。

- (1)土地家屋調査士倫理規程について、佐川研修 部長が講師をされました。倫理規程は道徳とか 一般常識ではなく、会則に準じるものであるの で、我々が守らなければならない法規、とのこ とでした。虚偽の調査測量の禁止、秘密保持義 務、職務上請求、他人による業務の取り扱い、 名義貸し等、会員が知っておかなければならな い事柄について講義されました。
- (2)事故の予防と対策について、鈴木研修部理事が講師をされました。本会会員に対する苦情

や法令違反事例について具体的に説明があり ました。

- (3)業務からみた報酬の考え方について、餅田副会長が講師をされました。報酬額の決め方の提案をされた後、不当に安い報酬で業務を受けると土地家屋調査士業界全体が疲弊することになるとの注意がありました。
- (4)会員としての心得について、鈴木研修部理 事が講師をされました。会則等重要条文を読 み、説明がありました。
- (5)土地家屋調査士業務についての討論について 猪狩研修部理事、三橋研修部理事が座長とな り行われました。座長や出席役員の方の体験 談等を含め討論されました。

今回の研修は、これから土地家屋調査士業務をされる方が、トラブル等に巻き込まれずに長く土地家屋調査士業務を続けて行かれるようにとの願いがこもっている研修であったと感じました。 横浜南支部 荒川 原乗



#### 専門実務研修

### 境界鑑定等業務研修の開始

本会では会員を対象に、新しい仕組みの専門 実務研修がスタートしました。

境界鑑定等とは鑑定手法だけでなく、鑑定業 務にかかわる必要な知識を学ぶ研修です。

また特徴は、全9回の講義が1年半に渡り2年サイクルで繰り返されるという点です。受講希望者は講義を選択することができ、新入会員など途中から何年かに分けて全部の講義を受講すれば「境界に関する研修の基準」の一部を取得する事が出来ます。研修内容は、日常業務において資料収集の方法や資料の分析、諸事情により境界確認が出来ない場合において筆界特定制度やADR手続、訴訟手続への判断能力を高めるものとなっています。

さて第1回の受講者は32名、40代が多く60代は2名位でした。大竹正晃ADR・筆界特定・境界鑑定推進委員長が講師を努め、全9回の研修ガイダンスほか講義の進め方について説明があり、一方通行とせず課題を設けて相互通行の研修会にしたいと抱負を述べられた。また講義の初めに、境界鑑定に必要な能力として「境界鑑定に必要な能力は、経験である」・「経験を学ぶために、各自の経験を共有することが有効」



であり、受講者を交えたディスカッションがありました。経験や失敗から学ぶと題して、受講者から機器類のソフト取扱の誤りや、現場での検測はデジタルを過信せず、巻尺によるアナログも大切であると多く失敗談や意見が出ました。研修会初日ということもあり、受講者の活発な意見は境界鑑定から少し離れる意見も出たりしましたが、受講者にとっては失敗に学ぶ経験は事故予防に繋がる貴重な内容になったと思います。

この研修はCPDポイントの加点ならび、境界鑑定等業務取扱会員の登録審査基準のひとつで、境界鑑定業務など業務拡大につながる研修にもなります。また、今後筆界調査委員として活躍して頂く機会もあるかと思います。

第2回目は6月6日、講師は柳川顧問弁護士から始まり25年9月までの長丁場ですが、研修内容はベテラン会員にも日常業務に大変役立つもので、自分が希望する研修だけでも3000円、今回は定員一杯ですが受講は枠があれば随時可能です。受講会員のみなさん、己のため土地家屋調査士制度発展のためにも頑張りましょう。

広報部長 有野 拓美



# 全日本不動産協会横浜支部研修会

平成24年3月12日(用)横浜市西区北幸1丁目 11番15号横浜STビル6階、全日本不動産協会 神奈川本部・横浜支部会議室において、全日 本不動産協会横浜支部主催の研修会が催され、 70人と定員いっぱいに協会の方が出席されま した。

研修会議題は「筆界特定手続の利用について」 講師は神奈川県土地家屋調査士会餅田慎治副会 長が担当しました。

初めに、不動産協会横浜支部田邊賢一役員より「筆界と所有権界の区別が付き兼ねているところがあり、今回の研修で餅田先生にご説明いただいて、問題を解決したいと思います」との開会の挨拶がありました。

講義の初めに「土地家屋調査士と測量士の違い」について、理解しやすいように条文を要約して説明をしました。

本題に入り、土地の筆界と所有権界の違いについて、又、境界の決め方について「当事者による筆界確認」「筆界特定制度」「筆界確定訴訟」「裁判外紛争解決手続(ADR)」それぞれ詳細な現況見取り図を用いて解説が行われました。

筆界特定制度の特徴について 1. 法務局(筆界特定登記官)が特定する 2. 土地所有権の登記名義人等の申請により開始 3. 筆界調査員という外部の専門家を活用 4. 職権で資料収集ができる 5. 訴訟の審理において筆界特定に関する資料の活用 6. 所有権界は決められない 7. 測量の費用は原則申請人の負担 8. 簡単、迅速 9. 特定された境界点には境界標は入れない、など分りやすく説明をしました。

又、測量費用についても触れ、一筆全体測量、



場合によっては広範囲の測量が必要になることもあり、測量費用がそれなりにかかってしまうことに理解を求めました。

裁判外紛争解決手続(ADR)については「紛争当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続」であり、筆界特定制度から裁判外紛争解決手続(ADR)の流れなどについても説明をしました。

そして、隣接土地と筆界が確定されていない場合、道路境界が確定していない場合など不動産売買、建物新築の際どのような問題が起こるかなどの事案を挙げて解説が行われ、受講者の方々には日常的に直接かかわりのある講義内容に真剣に耳を傾けていました。

餅田副会長は「土地の境界に関する事項については、もっと土地家屋調査士に責任を持たせる必要がある、一つの提案として、重要事項説明書に筆界確認の経過などを取り込んではどうですか、将来的には重要事項説明書への共同署名などはどうですか」と土地家屋調査士を積極的に活用するよう締めくくりました。

最後に受講者からの質問を受け、「筆界特定 制度では境界標を設置しないとありましたが、 境界標を設置したい時には筆界確定訴訟を起 こさないといけないのか」「隣接の土地の所有 者(会社)が倒産し、所有者が不明である時な どはどのようにしたらよいか」「筆界特定にお いて境界を範囲で指定された場合、分筆がで きず売買に支障が出てしまうことになる、ど のようにしたらよいか」などの難題と思われ る質問がありました。

今回の研修会は、不動産協会の方に筆界特定 制度の理解を深めるだけでなく、筆界と土地家 屋調査士業務のかかわり方を理解していただけ たと思います。

不動産協会の会員の皆さん、餅田副会長休息 なしの2時間の講義お疲れ様でした。

広報部 野口 幸秀



## 横須賀国県市無料行政相談会の開催

平成24年5月31日(木)13時~16時まで横須 賀市役所3階301会議室において横須賀国県市 無料行政相談会が開催されました。参加機関は 横浜地方法務局・神奈川県・横須賀市・日本年 金機構年金事務所・神奈川県司法書士会・東京 地方税理士会・神奈川県行政書士会・首都圏マ ンション管理士会・神奈川県マンション管理士 会・神奈川県土地家屋調査士会・神奈川県行政 評価委員会でした。神奈川県土地家屋調査士会 からは、佐川研修部長、清田横須賀支部長が相 談員として対応しました。

相談者は6名がお見えになりましたが、他の 団体と比較しても相談は一番多かったように感 じました。

相談者のうち2件は伊勢原と小田原に在住の 方でした。1人は本会HPを見て相談に見えら れたようです。相談内容は、土地の境界についての相談と、登記・測量費用についての相談、不動産の処分についての相談と、他1件でした。

相談員の感想「不動産について全般的な色々の質問があったが、基は不動産登記に関することで、その基本となる表示登記に関することで来られた。相談者は回答に納得されたと思っている」とのコメントでした。遠くから横須賀まで相談会に来られ、不動産の全般的な相談から表示登記の話になったように感じられた一日でした。(感想まで)

相談会を取材してみて、土地家屋調査士への 相談業務の多さに、改めて土地家屋調査士の任 務の重要性を感じた一日でした。

横須賀支部 菱沼 和久



### 湘南第一支部 J: COM 番組内告知

この度、湘南第一支部ではJ: COM番組「ぐるなび」内にて土地家屋調査士の仕事内容および3月17日に登記無料相談を行う旨の告知を行いました。

番組内では、土地家屋調査士とは不動産の 表示に関する登記や登記のための調査、測量 を業務とするという点を広報し、また、境界 標の写真を放送し、このような境界標が土地 に埋設されていることによって境界紛争を予 防することができるという点についても広報 しました。

テレビによる制度広報の有用性については今後も継続してみなければわからないというのが 実情ではあるかと思いますが、非常に有意義な ものであると思います。

湘南第一支部 後藤 宏史







【撮影使用画像】

### ——相模原支部—

## 第39回相模原市民桜まつり

相模原市では毎年4月の第一土、日曜日の2日間『相模原市民桜まつり』というお祭りが開催されます(ただし、統一地方選挙が実施される年は日を変えて『若葉まつり』として開催されます)。歩行者天国となった相模原市役所前の桜並木の大通り約700メートルが会場で、大勢の人で賑わいます。今年は7日、8日に開催されましたが、筆者の所属する相模原支部では祭りの開催中ブースを設け、広報活動を行いました。

ブースのテントの柱に土地家屋調査士会のの ぼり旗を立て、正面に現場での作業風景などを 撮影した写真を展示し、土地家屋調査士の名前 と業務内容をアピールすると共に焼き鳥の販売 も行いました。過去には無料登記相談とパンフ レット配布などの活動を行った事はありました が、飲食物の販売は今回が初めてです。そこで 1週間前の土曜日、筆者の事務所の駐車場で予



祭りの1週間前の土曜日、台風並みの暴風雨の中、 筆者の事務所駐車場で予行演習をする物好き4名 (筆者を含む)。多少の雨はしのげる場所ではある が、容赦無く吹き込む雨に、この後あえなく退散。

行演習を行い、炭の熾し方や持ち具合、買い足 さなければならない道具などを確認しました。

桜まつり1日目は予想以上の売れ行きで、午後3時前には準備していた1,450本を売り切りました。この勢いで2日目も・・と意気込んだのは良かったものの、土曜日に比べて日曜日は開催時間が長くてメンバーは減り、2日間通しで参加してくれた会員は疲労も重なって予想以上に過酷なものとなりました。

今回の広報活動については、会員の中に効果を疑問視する意見もありました。確かにお祭りという場で、展示写真に目を向ける人は少なく、市民に対する大きな広報効果は無かったかもしれません。しかしながら、地元に密着した仕事をしている者として、市民まつりの盛り上げに微力ながら協力できたこと、そして何より皆で協力し活動したことで、チームワーク力を向上させる効果はあったのではと思います。

広報部次長 中川 裕久



相模原支部のブース。土地家屋調査士ののぼり旗 を掲げ、会員は支部名がプリントされたお揃いの 白いジャンパーを着用。



テントに測量作業中や立会中、境界標などの写真 を多数掲示し、仕事内容をアピール。



とり皮と格闘する木下副支部長(右)。左は販売担 当の金子会員。マイルドな応対は女性ならでは。



ひたすら焼く。左から小野澤会員、矢島副支部長、 有薗会員、神村支部長、梅津会員。



2日目の主なメンバー。終了直後に撮影。 焼き鳥地獄から開放され、みな安堵の表情。





### 10年目の結婚記念日

#### 湘南第一支部 後藤 宏史

今回は自由なテーマで何か書いてくれ、とのことでしたので、今年の5月11日で結婚10年目を迎える妻との出会いや、その他もろもろについて書いてみたいと思います。

妻とはサラリーマン時代に転勤先の岡山で出 会いました。

当時私は証券会社の営業をやっていました。 客先は主に個人富裕層でしたので、たまにお客さんから「後藤さんは彼女いるの?」と聞かれることがありました。営業マンとしては一応、「いや、いないんですよ。誰かいい人いませんか?」と答えることになります。すると中には本当に女の子を紹介してくれるお客さんがいるもので、「後藤さん、いい子がいるから一度会ってみなさい」と言われ、会ってみることになりました。

初対面でいきなり1対1では緊張する、ということになり、私と彼女は一人ずつ付き添いを連れてくるということになりました。その付き添いでついてきたのが今の妻です。

女性陣のほうでも当初は私など眼中になく、 私の付き添いのことを王子様だ、すごいイケメ ンだ、と言っていたらしく、私からアプローチ があると思っていなかったようです。

私と今の妻はその後、なんだかんだで付き合うことになりました。私の記憶が確かならば、

私が自分から女性にアプローチなどしたのはこれが最初で最後だったと思います。当時の私はバリバリの営業マンで、若くて怖いもの知らず、やや天狗な人間でしたので、勢いで何とかなってしまったのでしょう。

3~4年ほど付き合った後、私はプロポーズすることになりました。「することになった」というのは、最初に彼女と知り合うきっかけを作ってくれたお客さんが「早く結婚してしまいなさい」と言い、無理やり婚約指輪まで作らされ、プロポーズすることになってしまったのです。そうでもなければプロポーズなんでする勇気はありません。

こうして結婚することが決まったのが平成 13年の12月。その直後の平成14年2月、私は 新潟県の上越に転勤することになりました。

初めて見る豪雪にショックを受けた妻は、「結婚するのをやめようか」とも考えたようですが、ともあれ平成14年の5月にめでたく結婚。

そしてまたまた直後の平成14年12月に私は 会社を辞め、土地家屋調査士なる、よくわから ないものを目指すことになったのでした。

その後もなかなか試験に合格できなかったり、開業直後は仕事もなかったりと苦労ばかりかけてきました。これからはもっと仕事を頑張り、妻に楽をさせたいと思っています。思ってはいるのですが。

#### セ○ムしてますか?

#### 横浜中支部 佐々木 謙一

ある日中に私は日用品を買いにのんびりと歩 いていました。その平和的な雰囲気が一変した のは突然です。「キャ~誰か助けて~!」中年女 性の叫び声が背後からして、大変な光景を目 にしました。宝くじ売り場の物陰から売上金の 入ったバッグを強奪した中年男性が飛び出して きました。そして立ちつくす私の方に向かって きました。私は周辺を見渡しましたが、運が悪 いことに私以外誰もいません。勇気を振り絞り 両手を広げ「待て!」と叫びましたが、当然犯 人は聞く耳を持たず、脇道に逃げ込みました。 ついつい体が勝手に反応し、いつの間にか犯人 を追いかけ、なんとか追い着き捕まえることが 出来ましたが、犯人の「火事場のクソ力」は私 一人の力では押さえ付けることは出来ず、その 他通行人も含めた三人掛りでやっと取り押さえ ることが出来ました。取り押さえる際には犯人 の武器であったスタンガンで一撃喰らいました が、大事には至らずに済みました。でもとても 痛かった記憶が有ります。

これは約20年前の話です。時を経て・・・

以前、私はオートロック機能付の集合扉がある、賃貸事務所が集まったフロアの一室を使用しておりました。年末に能力の低い私は深夜まで仕事をしたにも関わらず、終わらせることが出来ず仮眠を取っていた所、明け方にゴソゴソと大きな音がするので、目を覚ましました。別室を賃貸している貿易関係の仕事の方が、日常的に夜食のゴミを捨てる際にゴソゴソと音を立てるので、今回もその音だろうと思っておりましたが、長々と物音が止まないので、これはおかしいと思い様子を伺っていたところ、突然、

犯人の手が私の事務所の小窓を割ろうとしてい る姿が写りました。私は恐怖心を抱きました が、すかさず置いておいたゴルフクラブを手に ドアを開け、ドアの外に出ていきました。ドア を開けるとオートロックのドアのガラスや他の 事務所の小窓が割られており、そこにはニット 帽をかぶった中年男性が刃渡り約20cmのハサ ミを持って立っており、その後男は必死な形相 で襲いかかって来ました。犯人は隙をみて逃走 を始め、不思議と今回も体が勝手に反応し追跡 してしまうことになりましたが、過去の経験か ら一人で取り押さえることは不可能である事は わかっていたので、犯人と距離を保ち大きな声 で叫びながらどこまでも追跡することにしまし た。事件に巻き込まれたくないという考えか? ドラマの撮影でもしていると思っているのか? 明け方の数少ない通行人の中から協力者はなか なか現れず、孤独にいつまでも追跡することに なりましたが、情けないことに犯人の方が年上 に見えましたが、私の方が体力が持ちそうにあ りませんでした。最後はパトカー数台が集結し 犯人逮捕となりましたが、私も事情聴取の為、 午前中まで警察署に詰めることになり、その後 慌てて仕事したのは言うまでもありません。 これは約2年前の話です。

警察署員の方に聞いたところ、都市部に限らず神奈川県全域で犯罪は多発しているとのことでした。

今は地震による影響で防災体制についての関心は高いですが、皆さんも人ごととは思わず、今一度、事務所や自宅の防犯体制についても見直してみてはいかがでしょうか?

# 



県央支部 三枝 慎一郎

2012年1月に登録しました県央支部の三枝と申します。

今回投稿するにあたり、自分 の経緯等も含めまして自己紹介 致します。私はこれまで職を幾

つか変えて今に至っております。当初、私は建 築家を志しており、学校卒業後は建築事務所に 勤務しておりました。その後、家庭の事情など ありまして父親の経営する測量会社に勤務しま した。今にして思えば、建築や測量、また父親 が土地家屋調査士であり補助者の経験もしてき たことが少しは今に生かされているように思い ます。次の職業は、その時に没頭していたパソ コン関係に携わる職業で、これは個人事業とし て現在でも調査士業務と兼業です。パソコンの サポートに携わることにより、その付随として 測量系ソフト、CAD等の調査士業務で必要と なる知識をある程度身に付けることができた と思っています。そして現在、経済の急速な 冷え込みによる不安、自分が業として他にで きる事は何かを考え、これまでの経験を生か せるものとして土地家屋調査士という士業を 選びました。平成23年度の調査士試験に合格 して翌年登録、特別研修への参加、新人研修 など今年に入ってからは、あわただしい日々 を送っています。

まだまだ未熟者ではありますが、先輩方のこれまで培われてきた経験を少しでも多く吸収し、土地家屋調査士として早く一人前になれるようにより一層努力し、時代に合った土地家屋調査士を目指して行きたいと思っています。



相模原支部 河田 明成

平成24年4月に登録しました、相模原支部の河田と申します。平成10年に法学部卒業、司法書士兼土地家屋調士事務所に就職、平成15年に司法書士

試験、平成22年に土地家屋調査士試験に合格いたしました。

私が土地家屋調査士という仕事を選んだ理由 は、以前勤務した事務所が土地家屋調査士を兼 業しているため、土地家屋調査士の知識が必要 な事例が多くあったからです。

例えば、地役権、区分建物、敷地権の知識は 司法書士試験では深く問われない知識でありな がら、実務では当然知っておかなければならな い知識です。また、土地区画整理の知識は司法 書士試験では全く勉強しない分野のため、土地 家屋調査士試験を受験することで大変勉強にな りました。

土地家屋調査士の仕事は、不動産に対する国 民の権利を明確にする事です。それは、言うま でもなく、国民の生活の根本をなすものです。 しかし、実際には土地家屋調査士の仕事内容を 知らない人が多いように思います。今後は、相 談会等があればできる限り参加し、より多くの 国民に知ってもらえるように活動したいと思っ ております。

諸先輩方が築いてきた長い歴史に誇りを感じながら、自己研鑽を怠らず、国民に信頼される土地家屋調査士になれるよう努力して参りますので、ご指導、ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。

## 編集後記

自然の成す天体ショー「金環日食」を多くの方が見ることができたと思います。情報誌によれば900年ぶりとか129年ぶりとか情報に触れましたが、当日のニュースでは観測ツアーなど多くの方が金環日食を楽しまれたようです。

情報の無い太古の時代はどう見たのでしょう、まず浮かぶのは陽が陰り「たたりじゃ~」でしょうかね。大自然の成せる技の一つでしょうが、文明人は、いつ日食現象が起きることを計算し当てることができます。

あれから一年、政府では地震予知の研究がなされていましたが、被災者のことを思うとなんも機能しなかったんですね。天文学は「それでも地球は丸い」ガリレオやコペルニクス時代から研究が続けられてきました。地震予知も同じような研究のための時間が必要なのでしょうか。そして今、活断層の上の原子力発電所まで稼働しそうな空気を感じます。

文明人は天然のウランから電力を生み出す 道具に変えましたが、道具は使ったら元の天 然物に返す研究をしなかったのですね。使っ たら元に戻しなさいと教わらなかったので しょうかね。 私は毎日の「だいやめ」(晩酌のこと) いも 焼酎一合と豚味噌があれば何も文句はありませ んが、TVニュースで3・11 政府高官の初期対 応が流れます。聞いて情けないやら酒が不味く てたまりません。

人が作り出したものは制御し、仮に事故が起きても直ぐ修理してほしい。美味しいものに喜び、当たり前に人の痛みがわかる感情のこもった人でありたいですな。 (よっぱらい)

自分の書いたものがこうして形になると恥ず かしいものですね。

なんでオクサンのことなんか書いちゃった んだ俺。 (後藤)

まさか自分が神調報の発行に携わるとは思わなかったが、従事した者からすると、実際にどれだけの会員が読んでくれているのか?とても気になる所ではある。

多くの会員に読まれることを祈り、本号を世 に送り出すこととしよう。

(佐々木 謙一)

広城担当副会 報 部 部 報 部 部 部 理 理 報 部 部 正 報

福本正 幸 野 有 拓 美 中 Ш 裕 久 野 幸 秀 松 浦 孝 謙 佐々木 蓝 川原乗 之 花 島 和 之 内 田博 德 中 寬 白 根 彦 林 健 菱沼和久

後 藤 宏 中 野 西 稔 足 立 仁 播 磨 誠 司 岸本 博 文 山口 宏

発 行 神奈川県土地家屋調査士会 横浜市西区楠町18番地 TEL (045)312-1177代) FAX (045)312-1277 E-mail

info@kanagawa-chousashi.or.ip

発行者 神奈川県土地家屋調査士会 会 長 海 野 敦 郎

印刷所 昭英印刷株式会社 大和市鶴間1-21-11 TEL (046)261-0844代